

低気圧と前線による大雨により被災されたお客さまに対する 電気料金の特別措置

2024年9月27日
北陸電力株式会社

このたびの低気圧と前線による大雨により被災されたお客さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨により災害救助法が適用された地域において、家屋損壊などの被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合に、下記の特別措置を講ずることを9月24日、経済産業大臣に認可申請し、本日、認可を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象地域

2024年9月21日に災害救助法が適用された地域

【石川県】 七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

※ 今回の低気圧と前線による大雨において、上記以外の市町村で災害救助法が適用された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。

2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以 上

別紙：特別措置の内容について

特別措置の内容について

【当社と電気のご契約をいただいているお客さま】

- ① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長
被災されたお客さまの2024年8月分（2024年9月21日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）、9月分、10月分および11月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。
- ② 不使用月の電気料金の免除
被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、6カ月間に限り申し受けません。
- ③ 使用不能設備相当分の基本料金の免除
被災されたお客さまの電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年3月末日まで申し受けません。

お客さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-776453）

※受付時間 9～17時（土曜・日曜・祝日を除く）

以上